

三朝町農業基本構想見直しの概要

令和5年9月29日

1 農業基本構想とは

農業基本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、本町における担い手農家の基本的指標や農地の利用集積目標及びこうした経営体を育成するために必要な基本事項を定めているものです。

具体的には、「利用権設定」の方針や「認定農業者」及び「認定新規就農者」の認定基準などを定めているほか、今回の見直しでは、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）が法定化されたことに伴い、市町村農業基本構想も地域計画等に関する事項の記載が必要となっています。

2 三朝町農業基本構想の見直しのポイント

○地域計画推進事業に関する事項

（1）協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、基本的には三朝町の基幹作物である水稻の農繁期を避けて設定する。

開催に当たっては、町のホームページ等への掲載に加え、三朝町水田農業担い手協議会の集まりや他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

（2）地域計画の区域の基準

基本的には地区単位とする。（小鹿、三徳、三朝、高勢、賀茂、竹田）

（3）地域計画達成に資するための事業に関する事項

町は地域計画の策定に当たって関係機関と連携しながら、協議の設置から地域計画公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、農地の集積・集約化に努める。

○農業を担う者の確保及び育成に関する事項

認定農業者、集落営農、認定新規就農者に加え、中小規模の経営体については、高齢農家や不在地主の農地を引き受けるなど、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。